社会福祉法人協立いつくしみの会

デイサービスセンターかりぷ

≪指定通所介護・第1号通所型サービス事業≫

重要事項説明書

当事業所は介護保険法の指定を受けています。

当事業所は、ご利用者に対して通所介護及び第1号通所型サービスを提供いたします。 事業所の運営に関する規程の概要や提供するサービスの内容など、契約上ご注意いただき たい重要な事項について、次のとおり説明いたします。

~	目 次 ~	ページ
1.	事業所運営法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.	利用事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2. 3
3.	事業所の従業者の員数、職種及び業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3. 4
4.	サービスの内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5.	利用料金·····	5 ~ 14
6.	料金のお支払いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14. 15
7.	サービスの利用に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15. 16
8.	契約の終了について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16. 17
9.	非常災害時の対応及び非常災害対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17. 18
10.	居宅サービス事業者からの利益収受の禁止等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
11.	身元引受人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
12.	連帯保証人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
13.	緊急時・事故発生時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18. 19
14.	損害賠償について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
15.	感染症予防及びまん延防止対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
16.	虐待の防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
17.	サービス提供の記録について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
18.	個人情報の取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
19.	提供するサービスの質の評価及び第三者評価の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
20.	相談・苦情の受付及び対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
別掲 1	「苦情処理の手順と解決のために講ずる具体的措置」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	利用同意書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23

改定日:2021年10月1日

この重要事項説明書は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令第37号)及び「札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」(札幌市条例第8号)及び「札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項の説明のために作成しています。

1. 事業所運営法人

法 人 名	社会福祉法人 協立いつくしみの会
法人所在地	札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5番20号
電話番号	011-896-1165
F A X 番号	011-894-4404
代表者氏名	理事長 石山 建治
法人設立年月日	1993年8月20日
ホームページ	http://karipu.jp/
法人が行う事業	社会福祉法人協立いつくしみの会では、以下の事業を実施しております。

【特別養護老人ホームかりぷ・あつべつ】札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5番20号

- ・特別養護老人ホームかりぷ・あつべつ (指定介護老人福祉施設)
- ・特別養護老人ホームかりぷ・あつべつ ((介護予防) 短期入所生活介護)
- ・訪問看護ステーションかりぷ ((介護予防) 訪問看護)
- ・指定居宅介護支援事業所かりぷ (居宅介護支援)
- ・札幌市厚別区介護予防センター厚別中央・青葉(札幌市より委託)

【高齢者生活支援ハウスえみな】札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5番1号

- ・高齢者生活支援ハウスえみな (札幌市より委託)
- ・デイサービスセンターかりぷ (通所介護、第1号通所型サービス)

【ケアセンターかりぷ・もみじ台】札幌市厚別区もみじ台西3丁目1番8号

- ・ショートステイメイプルハウス ((介護予防) 短期入所生活介護)
- ・デイサービスもみじの家 ((介護予防) 地域密着型認知症対応通所介護)
- ・居宅介護支援事業所メイプルかりぷ (居宅介護支援)
- ・ヘルパーステーションかえで (訪問介護、第1号訪問介護相当型サービス) 厚別区もみじ台西6丁目1番4号

【ケアセンターかりぷ・上野幌】札幌市厚別区上野幌1条2丁目2番30号

- ・デイサービスののか (地域密着型通所介護、第1号通所型サービス)
- ・小規模多機能ホームかりぷ ((介護予防) 小規模多機能型居宅介護)
- ・サービス付き高齢者住宅ぽろか (サービス付き高齢者向け住宅)

2. 利用事業所

事業所の種類	指定通所介護及び第1号通所型サービス
事業の目的	事業所が、要介護状態にある利用者もしくは札幌市の基準による
	居宅要支援被保険者等の利用者(※1)に対し、適正な指定通所
	介護及び第1号通所型サービスを提供することを目的とします。
事業所の名称	デイサービスセンターかりぷ
事業所所在地	札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5番1号
電話番号	011-896-1165
F A X 番号	0 1 1 - 8 9 4 - 4 4 0 4
事業所の管理者	中林 純一
開設年月日	1994年5月9日
事業所番号	0170500037

通常の事業の実施地域	札幌市厚別区
営業日	毎週月曜日から土曜日(12月31日から1月2日は休み)
営業時間	午前9時から午後17時30分まで
	サービス提供時間は午前9時40分から午後16時50分まで
利用定員	1日30人
	(通所介護及び第1号通所型サービスの合計)
事業所の運営方針	

利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。また、利用者が要支援状態となった場合においても、要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止を図り、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。なお、事業の実施にあたっては、市町村他の居宅サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めることとします。

- ※1「札幌市の基準による居宅要支援被保険者等の利用者」
- (1) 居宅要支援被保険者
- (2) 札幌市が定める基本チェックリストにより、第1号事業を受けることによって、 心身の状況を改善すると認められる下記のア・イ・ウの者(事業対象者という。)
 - ア 要支援認定を受けていて、要支援認定の有効期間の満了にあたり、要支援認定の 申請を行わない者
 - イ 要介護認定又は要支援認定の申請を行い、非該当となった者
 - ウ 前居住地の市町村において第1号事業の対象者であった者で、かつ要介護認定及 び要支援認定を受けていない者で、札幌市に転入して来た者
- (3) 住所地特例事業対象者

3. 事業所の従業者の員数、職種及び業務内容 (*は2021年4月1日現在の人数です。)

	1名	管理者は、事業所の従業者の管理、指定通所介護及び第1号
管理者	常勤	通所型サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状
日垤旬		況の把握その他の管理を一元的に行います。また、事業所の
		従業者に事業所の運営に必要な指揮命令を行います。
生活相談員	3名以上	生活相談員は、利用者の生活全般に関わる相談及び援助業務
工冶作談具	*常勤3名	を行います。
	2名以上	看護職員は、利用者の居宅サービス計画若しくは介護予防サ
看護職員	*常勤1名	ービス計画等(※2)及び通所介護計画若しくは通所型サー
	*非常勤1名	ビス計画に基づく看護を行います。

介護職員	6名以上	介護職員は、利用者の居宅サービス計画若しくは介護予防サ
	*常勤5名	ービス計画等及び通所介護計画若しくは通所型サービス計
	*非常勤2名	画に基づく介護を行います。
機能訓練	2名以上	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、個
	*常勤2名	別機能訓練計画に基づき計画的な機能訓練を行います。
指導員	*非常勤1名	

※2「介護予防サービス計画等」

第1号通所型サービスの利用者の、介護予防支援事業者により作成される計画は、第1号通所型サービスと介護予防給付サービスを利用する場合には介護予防サービス計画が作成され、第1号通所型サービスのみ(第1号訪問介護相当型サービスとの併用を含む)を利用する場合は、総合事業サービス支援計画が作成されます。両者を「介護予防サービス計画等」と標記しています。

4. サービスの内容

当事業所が提供する指定通所介護及び第1号通所型サービスの内容は次のとおりです。

食事	食事の提供及び食事の介助をします。
排泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立について
<i>3</i> 71.72	│も適切な援助を行います。
入浴	利用者の状況に応じ、衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な
八佰	介助を行います。
+級 会と言いる市	利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう
機能訓練	に努めます。
健康管理	血圧測定、体温測定など、利用者の健康状態の管理に努めます。
送迎	希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
その他	生活相談、その他の社会生活上の便宜の供与などを行います。

事業所及び従業員のサービスの提供にあたっての留意事項

事業所は、要介護状態及び要支援状態の軽減又は悪化の防止及び介護予防に資するよう、 目標を設定し、計画的にサービスを行います。

サービスの提供に当たっては、通所介護計画及び通所型サービス計画に基づき、適切に行います。

サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを基本とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者若しくは家族に適切な相談及び助言を行います。

サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘 東等」)を行いません。緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体拘束 等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を説明し同意を得て行い、その様態及び 時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

5. 利用料金

当事業所の提供するサービスの料金は以下の2種類があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) その他の利用料金(利用料金の全額を利用者が負担する場合)

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

利用者が要介護認定を受けられ、もしくは札幌市の基準による居宅要支援被保険者等の利用者に該当し、居宅サービス計画もしくは介護予防サービス計画等に基づいて通所介護若しくは第1号通所型サービスをご利用頂いた場合には、次の料金がかかります。

なお、料金については、「介護保険負担割合証」に記載された割合(1割・2割・3割)に応じた利用者負担額がかかります。

≪介護給付≫

①サービスの基本部分に係る料金(7時間以上8時間未満のサービス)

利用者の介護度	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5
サービス名称	通所介護 [51	通所介護 [52	通所介護 I 5 3	通所介護 I 5 4	通所介護 I 5 5
サービスの単位	655 単位	773 単位	896 単位	1, 018 単位	1, 142 単位
1単位の単価			10.14円		
費用総額	6, 641 円	7, 838 円	9, 085 円	10, 322 円	11, 579 円
介護保険の給付額(9割)	5, 976 円	7, 054 円	8, 176 円	9, 289 円	10, 421 円
利用者負担額(1割)	665円	784円	909円	1,033円	1, 158円
介護保険の給付額(8割)	5, 312 円	6, 270 円	7, 268 円	8, 257 円	9, 263 円
利用者負担額(2割)	1, 329円	1, 568円	1,817円	2,065円	2, 316円
介護保険の給付額(7割)	4,648円	5, 486 円	6, 359 円	7, 225 円	8, 105 円
利用者負担額(3割)	1, 993円	2, 352円	2,726円	3,097円	3, 474円

※1回あたりの金額です。

当事業所は「併設通常規模型通所介護」の「7時間以上8時間未満のサービス」を基本の介護報酬として算定しています。ただし、利用者の居宅サービス計画又は通所介護計画において、短時間のサービス提供が位置付けられている場合、通所介護利用時に理美容サービス(事業所に来設する訪問理美容サービス)を利用することなどにより、サービス提供時間が短くなる場合には、その時間に応じた利用料金となります。(以下参照)

時間区分ごとの利用者負担金		要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護5
	1.割_	274円	314円	355円	396円	436円
│2時間以上3時間未満	2割	548円	627円	710円	791円	872円
	3割	822円	940円	1,065円	1, 187円	1,308円
	1割	374円	427円	484円	538円	594円
3時間以上4時間未満	2割	747円	854円	968円	1.075円	1. 187円
	3 割	1. 120円	1. 281円	1. 451円	1. 613円	1. 780円
4 時間以上 5 時間未満	_1.割	392円	449円	507円	565円	623円
	2割	783円	897円	1.014円	1.130円	1.245円
	3割	1. 175円	1. 345円	1. 521円	1. 695円	1.868円

5時間以上6時間未満	1割	575円	680円	784円	889円	993円
	2割	1, 150円	1,359円	1,568円	1,777円	1,986円
	3 割	1. 725円	2. 038円	2. 352円	2.665円	2. 979円
6 時間以上 7 時間未満	1 割	590円	696円	803円	910円	1.017円
	2割	1. 179円	1,392円	1,606円	1,819円	2.034円
	3割	1,768円	2.087円	2,409円	2,729円	3,051円

※1回あたりの金額です。

②上記サービスに係る加算

ア. サービス提供体制強化加算(I)

当事業所は、介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 70/100 以上であるため、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額		利用和	皆負担額
サービス提供体制 強化加算(I)				(9割)	200円	(1割)	23円
	22 単位	10.14円	223 円	(8割)	178円	(2割)	45円
				(7割)	156円	(3割)	67円

※ 1回あたりの金額です。

イ. 個別機能訓練加算 (I) ロ

当事業所は、専従の機能訓練指導員を配置することに加え、サービス提供時間を通じて常勤で専従の機能訓練指導員を配置し、複数の種類の機能訓練項目を準備したうえで、利用者の居宅を訪問し、職員が共同で個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいた個別機能訓練の実施及び3ヶ月ごとの訪問と説明、計画の見直し等を行い、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額		利用	者負担額
伊思士総会と				(9割)	774円	(1割)	87円
│ 個別機能 │訓練加算(I)口	85 単位	10.14円	861 円	(8割)	688円	(2割)	173円
訓除加昇(1)口			'	(7割)	602円	(3割)	259円

※1回あたりの金額です。

ウ. 個別機能訓練加算(Ⅱ)

当事業所は、上記の個別機能訓練に加え、厚生労働省の科学的介護情報システム(LIFE)への提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成、当該計画に基づく個別機能訓練の実施、当該実施内容の評価、評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うことにより、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険	の給付額	利用者	皆負担額
個別機能 訓練加算(Ⅱ)		20 単位 10.14 円	202 円	(9割)	181円	(1割)	2 1円
	20 単位			(8割)	161円	(2割)	41円
				(7割)	141円	(3割)	61円

※1月あたりの金額です。

工. 科学的介護推進体制加算

当事業所は、提供するサービスの質を向上させていくため、厚生労働省の科学的介護情報システム(LIFE)に利用者の必要な情報を提供し、計画、実行、評価、改善のサイクルを通じた取り組みを行うことにより、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険	の給付額	利用	者負担額
科学的介護 推進体制加算 40 単位		10. 14 円		(9割)	364円	(1割)	4 1円
	40 単位 10.14 F		405 円	(8割)	324円	(2割)	8 1 円
				(7割)	283 円	(3割)	122円

※1月あたりの金額です。

才. 入浴介助加算(I)

当事業所は、浴室等入浴の設備を整え、入浴を提供しこの加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険	の給付額	利用	者負担額
入浴介助加算 (I) 40 単位		40 単位 10.14 円	405 円	(9割)	364円	(1割)	4 1円
	40 単位			(8割)	324円	(2割)	8 1 円
			(7割)	283 円	(3割)	122円	

※1回あたりの金額です。

力. 同一建物送迎減算

「高齢者生活支援ハウスえみな」にご入居の方は以下の金額が減算となります。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険	の給付額	利用	者負担額
曰			(9割)	857円	(1割)	- 96円	
	同一建物 94 単位 送迎減算	10.14円	953 円	(8割)	762 円	(2割)-	191円
<u> </u>				(7割)	762 円	(3割)-	286円

※1回あたりの金額です。

キ、通所介護送迎未実施減算

事業所では利用者の居宅までの送迎を実施していますが、事業所による送迎が行われなかった場合(利用者が直接事業所へ来られた若しくは帰られた場合)は、片道につき以下の金額が減算されます。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険	の給付額	利用	者負担額
送迎未実施 減算			476 円	(9割)	428円	(1割)	- 48円
	47 単位 10.14 円	10.14円		(8割)	380円	(2割)	- 96円
			(7割)	333 円	(3割)-	143円	

※1回あたりの金額です。

ク. 若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症の利用者を受け入れてサービスを提供した場合に以下の費用がかかります。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険	の給付額	利用	者負担額
若年性認知症 入所者受入加算				(9割)	547円	(1割)	61円
	60 単位	60 単位 10.14 円	608円	(8割)	486円	(2割)	122円
				(7割)	425 円	(3割)	183円

※1回あたりの金額です。

ケ. ADL維持等加算(Ⅱ)

当事業所は、利用者のADLの維持や改善のため定期的な利用者のADLの評価を行うとともに厚生労働省の科学的介護情報システム(LIFE)にその情報を提供し、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険	の給付額	利用	者負担額
A D L 維持等 加算(Ⅱ)			(9割)	547円	(1割)	61円	
	60 単位	10.14円	608 円	(8割)	486 円	(2割)	122円
				(7割)	425 円	(3割)	183円

※1月あたりの金額です。

コ. 口腔・栄養スクリーニング加算(I)

利用者について、利用開始日及び6か月ごとに口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行うことで、6月に1回を限度にこの加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険	の給付額	利用和	
口腔・栄養				(9割)	181円	(1割)	2 1円
スクリーニング	20 単位	10.14円	202 円	(8割)	161円	(2割)	41円
加算(I)			'	(7割)	141円	(3割)	61円

※1月あたりの金額です。

サ. 介護職員処遇改善加算(I)

当事業所は、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているため、この加算を算定します。(1ヶ月の合計ご利用単位数の5.9%分の単位数を加算します。)

介護職員処遇 改善加算 (I)	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険	の給付額	利用	者負担額
				(9割)	428円	(1割)	48円
要介護 1	47 単位	10.14円	476 円	(8割)	380円	(2割)	96円
				(7割)	333 円	(3割)	143円

	1						
				(9割)	492円	(1割)	55円
要介護 2	54 単位	10.14円	547 円	(8割)	437円	(2割)	110円
				(7割)	382 円	(3割)	165円
				(9割)	565円	(1割)	63円
要介護3	62 単位	10.14円	628 円	(8割)	502円	(2割)	126円
				(7割)	439円	(3割)	189円
				(9割)	629 円	(1割)	70円
要介護 4	69 単位	10.14円	699 円	(8割)	559円	(2割)	140円
				(7割)	489円	(3割)	210円
				(9割)	693 円	(1割)	77円
要介護 5	76 単位	10.14円	770 円	(8割)	616円	(2割)	154円
			_	(7割)	539円	(3割)	231円

※1回あたりの金額です。(基本サービス、サービス提供体制強化加算(I)、個別機能訓練加算(I)ロ、入浴介助加算(I)を算定した場合の1回あたりの介護職員処遇改善加算(I)の金額です。)

コ. 介護職員等特定処遇改善加算 (I)

当事業所は、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているため、上記ケとは別に、この加算を算定します。(1ヶ月の合計ご利用単位数の1.2%分の単位数を加算します。)

介護職員等特定 処遇改善加算(I)	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険	の給付額	利用者	首負担額
				(9割)	90円	(1割)	11円
要介護 1	10 単位	10.14円	101円	(8割)	80円	(2割)	2 1円
				(7割)	70円	(3割)	3 1円
				(9割)	99円	(1割)	12円
要介護 2	11 単位	10.14円	111円	(8割)	88円	(2割)	23円
				(7割)	77 円	(3割)	34円
			円 131円	(9割)	117円	(1割)	14円
要介護3	13 単位	10.14円		(8割)	104円	(2割)	27円
				(7割)	91円	(3割)	40円
				(9割)	126円	(1割)	15円
要介護4	14 単位	10.14円	141 円	(8割)	112円	(2割)	29円
				(7割)	98円	(3割)	43円
				(9割)	136円	(1割)	16円
要介護 5	15 単位	10.14円	152 円	(8割)	121円	(2割)	3 1円
				(7割)	106円	(3割)	46円

※1回あたりの金額です。(基本サービス、サービス提供体制強化加算(I)、個別機能 訓練加算(I) α に、入浴介助加算(I) を算定した場合の1回あたりの介護職員等特定処遇改善加算(I) の金額です。)

≪第1号通所型サービス≫

①サービスの基本部分に係る料金

利用者の介護度	事業対象者・要支援 1			
サービス	1月あたり	1回あたり		
サービスの単位	1, 672 単位	384 単位		
1単位の単価	10. 1	4 円		
費用総額	16, 954 円	3, 893 円		
介護保険の給付額(9割)	15, 258 円	3, 503 円		
利用者負担額(1割)	1,696円	390円		
介護保険の給付額(8割)	13, 563 円	3, 114 円		
利用者負担額(2割)	3,391円	779円		
介護保険の給付額(7割)	11,867円	2, 725 円		
利用者負担額(3割)	5,087円	1, 168円		

1回あたりの金額の場合でも 1月に4回以上のご利用の場合 1月あたりの金額になります。

要支	要支援 2					
1月あたり	1回あたり					
3, 428 単位	395 単位					
10. 1	4 円					
34, 759 円	4, 005 円					
31, 283 円	3, 604 円					
3, 476円	401円					
27, 807 円	3, 204 円					
6, 952円	801円					
24, 331 円	2,803円					
10,428円	1,202円					
1回あたりの金額の場合でも						
1月に8回以上のご利用の場合						
1月あたりの金	:額になります。					

②上記サービスに係る加算

ア. サービス提供体制強化加算(I)

当事業所は、介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 70/100 以上であるため、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保險	倹の給付額	利用	者負担額
市光七色之				(9割)	802円	(1割)	90円
事業対象者 要支援 1	88 単位	10.14円	892 円	(8割)	713円	(2割)	179円
女义]及「	安义版「			(7割)	624 円	(3割)	268円
				(9割)	1, 605円	(1割)	179円
要支援 2 176 単位	10.14円	1, 784 円	(8割)	1, 427円	(2割)	357円	
			(7割)	1, 248円	(3割)	536円	

※1ヶ月あたりの金額です。

イ. 運動器機能向上加算

当事業所は、職員が共同で運動器機能向上計画を作成し、機能訓練指導員を配置し、 計画に基づく運動器機能向上サービスを実施し、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保	険の給付額	利用	者負担額
海科 里			(9割)	2,052円	(1割)	229円	
運動器 機能向上加算	225 単位	10.14円	2, 281 円	(8割)	1,824円	(2割)	457円
			(7割)	1,596円	(3割)	685円	

※1ヶ月あたりの金額です。

ウ. 科学的介護推進体制加算

当事業所は、提供するサービスの質を向上させていくため、厚生労働省の科学的介護情報システム(LIFE)に利用者の必要な情報を提供し、計画、実行、評価、改善のサイクルを通じた取り組みを行うことにより、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険	の給付額	利用	者負担額
科学的介護 推進体制加算 40 単位	10.14円		(9割)	364円	(1割)	4 1円	
		405 円	(8割)	324 円	(2割)	8 1 円	
				(7割)	283 円	(3割)	122円

※1ヶ月あたりの金額です。

エ. 口腔・栄養スクリーニング加算(I)

利用者について、利用開始日及び6か月ごとに口腔の健康状態のスクリーニング又は 栄養状態のスクリーニングを行うことで、6月に1回を限度にこの加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険	の給付額	利用	者負担額
口腔・栄養				(9割)	181円	(1割)	2 1 円
スクリーニング	20 単位	10.14円	202 円	(8割)	161円	(2割)	41円
加算(I)				(7割)	141円	(3割)	61円

※1月あたりの金額です。

才. 同一建物送迎減算

「高齢者生活支援ハウスえみな」にご入居の方は以下の金額となります。

利用者の介護度	事業対象者	・要支援 1	要支	援 2
サービス	1月あたり	1回あたり	1月あたり	1回あたり
サービスの単位	1296 単位	290 単位	2676 単位	301 単位
1単位の単価	10. 1	4 円	10. 1	4 円
費用総額	13, 141 円	2, 940 円	27, 134 円	3, 052 円
介護保険の給付額(9割)	11,826円	2,646円	24, 420 円	2, 746 円
利用者負担額(1割)	1,315円	294円	2,714円	306円
介護保険の給付額(8割)	10, 512 円	2, 352 円	21, 707 円	2,441円
利用者負担額(2割)	2,629円	588円	5, 427円	611円
介護保険の給付額(7割)	9, 198 円	2, 058 円	18, 993 円	2, 136 円
利用者負担額(3割)	3, 943円	882円	8, 141円	916円

※1回あたりの金額の場合でも1月の利用回数が事業対象者・要支援1は4回以上、要支援2は8回以上の利用の場合、1月あたりの金額となります。

力. 介護職員処遇改善加算

1ヶ月の合計ご利用単位数の5.9%分の単位数が加算されます。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保	険の給付額	利用	者負担額
± 44. 1. 4. ±				(9割)	1,085円	(1割)	121円
事業対象者 要支援 1	119 単位	10.14円	1, 206 円	(8割)	964 円	(2割)	242円
安又抜			(7割)	844 円	(3割)	362円	
				(9割)	2,079円	(1割)	232円
要支援 2 228 単位	10.14円	2, 311 円	(8割)	1,848円	(2割)	463円	
			(7割)	1,617円	(3割)	694円	

※基本サービス、サービス提供体制強化加算(I)、運動器機能向上加算、科学的介護 推進体制加算を算定した場合の1ヶ月あたりの介護職員処遇改善加算の金額です。

キ. 介護職員等特定処遇改善加算(I)

当事業所は、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているため、上記才とは別に、この加算を算定します。(1ヶ月の合計ご利用単位数の1.2%分の単位数を加算します。)

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険	の給付額	利用	者負担額
± ** + 1	○ 1 24 単位 10		243 円	(9割)	218円	(1割)	25円
事業対象者 要支援 1		4 単位 10.14 円		(8割)	194 円	(2割)	49円
安又抜				(7割)	170円	(3割)	73円
要支援 2 46 単位		46 単位 10.14 円	466 円	(9割)	419 円	(1割)	47円
	46 単位			(8割)	372 円	(2割)	94円
			(7割)	326 円	(3割)	140円	

※基本サービス、サービス提供体制強化加算(I)、運動器機能向上加算、科学的介護 推進体制加算を算定した場合の1ヶ月あたりの介護職員等特定処遇改善加算(I)の 金額です。

第1号通所型サービスの短時間の料金

利用者の介護度	事業対象者・要支援 1		
	1月あたり	1回あたり	
利用者負担額(1割)	1, 356円	339円	
利用者負担額(2割)	2,712円	678円	
利用者負担額(3割)	4,068円	1,016円	
支援ハウスえみなにご入居の方	1月あたり	1回あたり	
利用者負担額(1割)	975円	2 4 4 円	
利用者負担額(2割)	1, 949円	487円	
利用者負担額(3割)	2, 924円	730円	

要支援 2				
1月あたり	1回あたり			
2,781円	347円			
5, 561円	694円			
8,341円	1,041円			
1月あたり	1回あたり			
2,018円	252円			
4,036円	503円			
6,054円	755円			

第1号通所型サービスにおいて短時間(4時間未満)のご利用の場合の料金です。ご利用 回数等の1か月のご利用状況により、通常の料金となる場合があります。

(2) その他の利用料金(利用料金の全額を利用者が負担する場合)

費用項目	内容及び金額
食費	デイサービスでの食事の提供に係る費用です。
及 負	1回あたり 585円
	利用日当日になってから利用の中止のご連絡をいただいた場合に
キャンセル料	食費の実費分としてキャンセル料をいただきます。
	1回 585円
 通常の事業の	通常の事業の実施地域(札幌市厚別区)以外にお住まいの方で、サ
実施地域以外への	ービスをご利用される場合には、送迎の費用として、交通費の実費
送迎の交通費	分をお支払いいただきます。
达起 切 人 迪貝	実施地域を超える1kmにつき30円+消費税
 サービス提供記録の	サービスの実施記録の複写物をご希望される場合、下記の料金(実
複写物の料金	費相当額)をお支払いいただきます。
交子 勿り付业	サービス記録の複写物 1枚につき10円+消費税
	利用料金をお支払いいただく際の手数料については、利用者にご負
	担いただきます。
料金支払いに係る	①郵便口座自動払い込み・・・10円
手数料	②銀行口座預金振替・・・・150円+消費税
	③郵便払込票による払込み・・150円~410円
	(請求金額により異なります。)
	その他、当事業所のオムツを使用された場合、レクリェーション等
その他の実費	に参加された場合にはその実費をご負担いただく場合があります。
	写真代 1枚50円+消費税

料金についての留意事項

介護保険法の規定上、利用料金は1か月に利用したサービスの合計単
位数をもとに計算されますので、実際の請求金額が、上記の基本サー
ビス費及び各種加算の1日(回)あたりの金額の合計とは異なること
がありますので、ご注意ください。
提供したサービスが介護保険の介護度区分ごとの支給限度額を超過し
てのサービスとなった場合においては、超過した単位数に応じた費用
総額が利用者負担となります。
要介護認定を受けていない場合(札幌市の基準による居宅要支援被保
険者等の利用者である場合を除く)、保険料の滞納等により、提供し
たサービスが法定代理受領サービスでなくなった場合には、費用の全
額を利用者にご負担いただきます。ただし、この場合利用者は事業所
の発行する「サービス提供証明書」にて、市町村に申請することで上
記金額の自己負担分を除く額の払い戻しを受けることができます。(償
還払い)

6. 料金のお支払いについて

0. 科金のの文仏	
料金及び	料金及びその他の費用は、1ヶ月ごとに計算し翌月に請求書を送付い
ご請求	たします。
	現金による窓口でのお支払いの場合
	窓口:社会福祉法人協立いつくしみの会法人事務局
	住所:札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5番20号
	(特別養護老人ホームかりぷ・あつべつ事務室内)
	受付曜日:平日(土日祝日及び年末年始は休み)
	受付時間:午前9時~午後16時
	電話番号:011-896-1165
	※上記受付曜日及び受付時間以外は対応できませんのでご了解く
	ださい。
	※盗難紛失事故等の防止のため職員による集金でのお支払いはお
	受けしておりませんので、ご了承ください。
	現金以外でのお支払いをご希望される場合は、下記の①~③よりお
	選びください。(なお、①の方法にてお支払いいただく場合は「自動払
	込利用申込書」、②の方法でお支払いいただく場合は「預金口座振替依
	頼書」にて郵便局又は金融機関に別途お申込みしていただきます。)
	①郵便口座からの自動払い込み
+\ ± + <i>ı</i> +:+	ご指定の郵便口座からの自動払い込みにてお支払いいただけます。
お支払方法	引き落とし日は25日及び末日(引き落とし日が土日祝日の場合
	は翌営業日)です。
	自動払い込みに係る手数料(10円)は利用者にご負担いただき
	ます。
	なお、通帳には
	(いつくしみの会) 自払 請求金額(円)
	料金 10(円)
	の2段で記載されます。事業所(法人)は請求金額分(上段)の領
	収書を翌月の請求書発送時に合わせて送付いたします。
	下段の料金(10円)は自動払い込みに係る郵便局の手数料であ
	り、手数料に係る請求書及び領収書は発行されません。(通帳への記
	載が郵便局による手数料の領収書の扱いとなります。)
	②銀行口座からの預金口座振替
	ご指定の金融機関からの口座振替にてお支払いいただけます。
	振替日は27日(振替日が土日祝日の場合は翌営業日)です。
	口座振替に係る手数料(150円+消費税)は利用者にご負担いた
	だきます。
	1

なお、通帳には

HS. イツクシミノカイ 振替金額

と 1 行で記載されます。振替金額は、当法人の請求金額と振替手数料 の合計金額となります。

通帳に記載される「HS」とは口座振替業者名(北洋システム開発株式会社)を指しており、同社の振替手数料(150円+消費税)が当事業所(法人)の請求金額(利用料金)に上乗せされ、引き落としされます。

また、振替手数料は振替の結果に関わらず手数料がかかる仕組みの ため、残高不足等の理由により口座振替ができなかった場合には翌月 の振替の際にその振替手数料分が上乗せされますので、ご注意くださ い。

事業所(法人)は請求金額と振替手数料の領収書を翌月の請求書発送時に合わせて送付いたします。

③郵便振込み用紙によるお振込み

請求書発送時に「払込取扱票」を同封いたしますので、お近くの郵 便局よりお振込みにてお支払いください。

なお、お振込みに係る手数料150円~410円(請求金額により異なります。)は利用者にご負担いただきます。

なお、①郵便自動払い込み、②預金口座振替については、申し込みの日にちによっては郵便局及び金融機関の手続きが間に合わない場合があります。その際、手続き完了までの利用料金は現金窓口若しくは ③郵便振込み用紙によるお振込みでお支払いいただきます。

また、これらの手数料は郵便局及び口座振替業者の基準による 2019 年 10 月 1 日現在の手数料額です。業者による手数料額の変更や消費税の変更等に伴い、当法人の責によらず、手数料が変更となる場合がありますので予めご了承ください。

7. サービスの利用に関する留意事項

サービスの 中止・変更	やむを得ず予定のサービスの中止を希望される場合は、必ず前日までに事業所までご連絡ください。当日になってからサービスの中止を希望された場合にはキャンセル料(1回585円)をいただきます。
事業所への 連絡、報告	サービスを提供するに当たって必要な情報(利用者の能力や健康状態及び使用中のお薬、その他緊急時の連絡先など)は事業所に正しくお伝えください。また、健康状態などの変化があった場合なども事業所にご連絡ください。
備品の使用	事業所内の設備や備品は正しく安全にお使いください。また、自傷他 害行為は行わないでください。

施設への金品の持ち込み	施設内には、高額の現金・通帳・貴金属などの貴重品はお持ち込みにならないようお願いいたします。紛失・盗難等の事故がありましても、 事業所では責任を負いかねます。
その他	ご不明な点その他事業所のサービスに異議がある場合などは、事業所 に申し出てください。

8. 契約の終了に	ついて
	当事業所との契約は、契約日から利用者の認定されている要介護認定
	の有効期間の満了日とします。ただし、以下①~④の場合には、契約
	はその更新後又は変更後の要介護認定の有効期間の満了日まで(②④
	による申請中の場合は決定後の認定の有効期間の満了日)とし、以後
	も契約は同様に自動的に更新します。
	① 要介護認定の有効期間の終了に伴い、利用者の要介護認定の有効期
	間が更新された場合
	② 上記①のため要介護認定の更新申請がなされ、要介護認定の決定が
	されていない場合(更新申請中の場合)
	③ 契約満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け認
	定の有効期間が更新された場合
	④ 上記③のため要介護認定の区分変更申請がなされ、要介護状態区分
契約の更新	の決定がされていない場合 (変更申請中の場合)
及び終了	札幌市の基準による居宅要支援被保険者等の利用者については、上記
及い心で	①~④に関わらず、札幌市の基準による居宅要支援被保険者の利用者
	等である状態を持って契約は自動的に更新します。
	ただし、以下の場合には当事業所との契約は終了するものとします。
	● 利用者が死亡した場合
	● 利用者が介護保険施設へ入所した場合。
	┃● 利用者が医療機関等へ入院し退院できない、若しくは長期に亘り退┃
	院が見込まれない場合。(最終の利用日より3ヶ月以上)
	┃● 利用者の要介護認定区分が、自立と判定された場合(札幌市の基準 ┃
	による居宅要支援被保険者等の利用者は除く)
	┃● その他利用者が相当期間以上にわたり、当事業所の提供するサービ┃
	スの利用が困難となった場合
	● 下記Aにより、利用者から契約の解除の申し出があった場合
	● 下記Bにより、事業所から契約の解除の申し出があった場合
Α	利用者は、契約の有効期間であっても契約の解除を申し出ることがで
利用者からの	きます。この場合は契約解除を希望する14日前までに事業所に申し
契約解除の	出てください。
申し出	ただし、以下の場合には利用者は即時に契約を解除・解約できます。

	 事業所が正当な理由なく、介護保険法等関係法令に定めるサービスを提供しない場合 事業所及び従業者が、下記19に定める守秘義務に違反した場合 事業所及び従業者が、利用者の身体、財産、信用等を傷付けるなどの不信行為により、その後の契約を継続しがたい事情があった場合 上記の他、契約の継続が困難となるような重大な事態が発生した場合
B 事業所からの 契約解除の 申し出	以下の場合に事業所は、利用者との契約を解除する場合があります。ただし、この場合事業所は利用者又は家族に対しその旨の説明を行います。 ● 利用者又は家族が、サービスの利用に関する指示等に従わないことなどにより、要介護状態を悪化させたと認められる場合 ● 利用者又は家族が、サービス提供にあたって必要な情報について、報告しない又は虚偽の報告をするなど適切なサービス提供が困難であると認められる場合 ● 利用者又は家族等が、他の利用者の生命、身体及び財産を傷付けるなど、その後の契約を継続しがたい事情があった場合 ● 利用者が上記5のサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、事業者が催促したにもかかわらず30日以内に支払わなかった場合 ● 利用者又は家族等が、他の利用者、家族等若しくは事業所又は従業者に対する、暴力、暴言、威嚇(口頭によるものも含む)、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、及びそれらと相応又は同等の行為により、適切なサービス提供の継続が困難であると判断できる場合 ● 利用者又は家族等と事業所との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難で、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合

9. 非常災害時の対応及び非常災害対策について

非常災害時の 対応	事業所では、非常災害時等に対応して防火管理設備等を整えています。 非常災害時など、職員は利用者の安全を第一優先にしますので、職員の 指示に従ってください。
防火設備概要	スプリンクラー、消火器、自動火災報知機、誘導灯
北带《宝社笠	当事業所は、非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対する指針及び業務継続計画を作成し、その責任者を定め以下の措置を講じます。
非常災害対策	①業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、職員教育を 組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)に研修を実施 します。 ②非常災害に備え事業所内の役割分担の確認、災害が発生した場合に実

践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施します。

③非常災害時に必要な備蓄品を揃えます。

10. 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等

利益収受の
禁止

事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益の供与はしません。

11. 身元引受人

身元引受人	契約にあたっては、契約終了後の残置物の引き取り及び利用料金等の滞
	納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人と
	して、身元引受人を定めていただきます。
身元引受人 の義務	契約終了時に利用者の私物等(残置物)で引き取りをいただくものがあ
	った場合には、事業所は利用者又は身元引受人にその旨を連絡いたしま
	す。身元引受人は、契約終了により事業所から連絡があった際には、連
	絡後2週間以内に残置物をお引き取り下さい。なお、引き取り、引き渡
	し又は処分等にかかる費用は利用者又は身元引受人にご負担いただき
	ます。また身元引受人には、利用料等の債務の保証人として下記の連帯
	保証人となっていただきます。

12. 連帯保証人

連帯保証人	連帯保証人の方には、この契約から生じる利用者の債務について、限度
	額60万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者
	又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負
	担いただく場合があります。
	連帯保証人から請求があった場合には、当事業所は、連帯保証人の方に
	利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての
	債務の額等に関する情報を提供します。

13. 緊急時・事故発生時の対応

緊急時・ 事故発生時の 対応

サービス提供時に利用者の体調が急変した場合や緊急を要する場合、事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族や緊急連絡先(または契約書記載の保証人)等に連絡するとともに、主治医への連絡を行う若しくは受診するなど必要な措置を講じます。

本重要事項説明書の最終ページに、上記の緊急連絡先及び主治医について記載をお願いしておりますので、正確にご記載ください。

記録と	事業所は、事故の発生状況及び事故に際して採った処置について記録し
再発防止策	ます。また、事故の原因を解明し再発を防止するための対策を講じます。
損害賠償	事業所はサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、利用
	者に対し速やかに損害賠償を行います。

14. 損害賠償について

損害賠償	事業所の責任により利用者に損害が生じた場合には、事業所は速やかに
	その損害を賠償します。ただし、損害の発生について、利用者に故意又
	は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌し
	て減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減
	じさせていただきます。
保険加入先	事業所(法人)は、事故等により利用者に損害を生じさせてしまった場
	合に備え、下記の保険に加入しております。保険会社には必要時に利用
	者、家族の個人情報を提供する場合がありますのでご承知置きください。
	加入保険:介護事業者向け賠償責任保険(ウォームハート)
	保険会社:損害保険ジャパン株式会社

15. 感染症予防及びまん延防止対策について

	当事業所は、感染症が発生しまん延しないように、感染症の予防及びま
	ん延防止及び感染症発生時に対応する指針、及び業務継続計画を作成
感染症予防	し、その責任者を定め以下の措置を講じます。
及び	①委員会を概ね6ヵ月に1回以上開催すると共に、事業所職員に周知徹
まん延防止対策	底します。
	②感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的(年1回以
	上)に実施します。

17. 虐待の防止について

職員の研修 及び 発見時の対応等	事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じます。 ①虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。 ②その他虐待防止のために必要な措置を講じます。 ③サービス事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
担当者	当事業所の虐待に関する担当者は、事業所管理者とします。

18. サービス提供の記録について

	事業所は、利用者に対し提供したサービスの内容及びその他必要な記録			
	を整備します。利用者は、必要に応じてその記録の閲覧及び複写物の交			
記録の整備と	付を受けることができます。			
開示及び交付	交付を希望される方は事業所管理者までお問い合わせください。なお、			
	複写物の交付については、別途料金がかかります。			
	(1枚10円+消費税)			

19. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の	当法人及び事業所は「個人情報の保護に関する法律」及び介護保険法、				
取り扱い	関連諸法令に基づき、個人情報を適正に取り扱いします。				
従業員に	当法人、事業所の従業者は、雇用期間中及び退職後も、正当な理由なく				
対する契約	業務上知り得た利用者または家族の秘密及び個人情報を漏らさないこ				
対する天和	とを雇用契約時に誓約しています。				
 個人情報使用の	個人情報の取り扱いについては、別に定める「個人情報使用に係る同意				
同意について	書」及び「ホームページ及び広報誌等への写真の使用に係る同意書」に				
門息に がく	おいて、同意を得ることとします。				
個人情報	デイサービスセンターかりぷ				
取扱責任者	管理者 中林 純一 電話:011-896-1165				

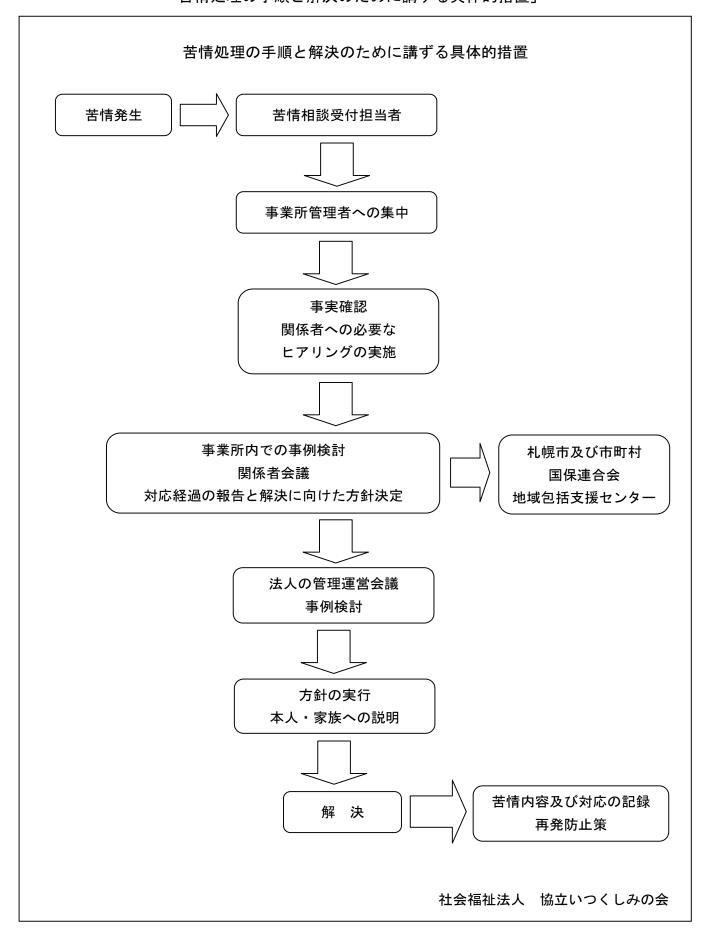
20. 提供するサービスの質の評価及び第三者評価の実施状況

自己評価	当事業所では、自己評価の実施など、サービスの質の向上のための取り				
(質の評価)の	組みを行っています。				
取り組み					
	実施の有無	なし			
第三者評価	実施した直近の年月日	なし			
の実施状況	実施した評価機関の名称	なし			
	評価結果の開示状況	なし			

21. 相談・苦情の受付及び対応について

2 1. 相談 告情(の受付及び対応について
事業所の 苦情相談受付 窓口	当事業所は、利用者及び家族からの苦情に適切に対応するため、苦情受付窓口、受付担当者を設置しています。 受付窓口:デイサービスセンターかりぷ 担当者: 管理者 中林 純一 受付時間:平日9時から17時 電話番号:011-896-1165
法人の 第三者委員	当法人では、苦情解決にあたって、社会性、客観性を確保し、利用者等の立場や特性に配慮して、適切な対応を行うため、下記の第三者委員を設置しています。 ・澤本 彰 元老人保健施設事務長 TEL:080-3290-3030 ・藤原 洋一 地域代表(元病院事務長) TEL:011-892-4834
苦情等の処理にあたって	苦情の処理にあたっては、法人の苦情処理の手順及び <u>別掲1</u> の「苦情処理の手順と解決のために講ずる具体的措置」に基づき必要な対応を行います。
外部の苦情相談窓口	上記以外にも以下の公的な苦情相談窓口があります。 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 住所:札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所内) 電話:011-211-2972 FAX:011-218-5117 北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護障害者支援課企画・苦情係住所:札幌市中央区南2条西14丁目(国保会館内) 電話:011-231-5175 FAX:011-233-2178 札幌市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談 住所:札幌市中央区大通西19丁目1-1(社会福祉総合センター内) 電話:011-632-0550 FAX:011-613-5486 北海道福祉サービス運営適正化委員会 住所:札幌市中央区北2条西7丁目かでる2・7(北海道社会福祉協議会内) 電話:011-204-6310 FAX:011-204-6311 札幌市厚別区第1地域包括支援センター 住所:札幌市厚別区厚別町山本750番地6(栄和会内) 電話:011-896-5077 FAX:011-896-5021 札幌市厚別区第2地域包括支援センター 住所:札幌市厚別区厚別南5丁目1-10 電話:011-375-0615

社会福祉法人 協立いつくしみの会 「苦情処理の手順と解決のために講ずる具体的措置」



指定通所介護・第1号通所型サービス 利用同意書

この内容の証明のために本書2通を作成し、事業所、利用者(若しくは代理人)が記名捺印のうえ、双方1通を保有します。

指定通所介護・第1号通所型サービスの開始にあたり、利用者に対し本書面に基づき重要な 事項を説明し、交付しました。

事 垻を詋明し、父怀	「しまし	<i>、</i> た。								
(住 所) 札幌	克市厚别	区厚別中央	5条6丁	1	1					
(事業所)ディ	゚サーヒ	エスセンター	-かりぷ							
				事業	所管	理者	· :	中林	純一	
				重要事項説	明老	÷ .				(1)
				主女子为则	, ,,, ,,,	' -				
指定通所介護・第	1 早海	565刑 ++ → ►	マの却針	になたい	車坐	され	に重す	車 百言	は田聿のに	カ灾に
ついて説明を受け、							り主す	7 字 块 司	ᅲᇬᆸᄽ	り合に
プいて説明を支げ、	生件し	バこうんでに	見し、文	19を支けま	C 13	- 0				
,		,	_	_						
西暦) 2	2 0	年	月	日						
	氏	名				電	話			
Tu m +	,									
利用者	Ī									
	<u>住</u>	所								
該当する項目を☑し下記	記に記載	してください	。(口代筆	者・口代理	人	• □ ĵ	身元引	受人及	び連帯保	:証人)
	氏	名			A	雷	話			
	<u> 170</u>	<u>'H</u>			_•	<u> 425</u>	пн			_
	<u>住</u>	所								_
	利用者	針との関係	(続柄など	*)						
	1 3/13 -		(4,70 H) 0° C				_			

≪緊急時・事故発生時の連絡先≫

医療機関等	名称	
	住所	TEL
家族等の緊急時の 連絡先	氏名	続柄
	住所	TEL